

国保問題での自治体懇談で明らかになったこと

2026年2月23日（月）

和歌山県社会保障推進協議会

佐藤 英昭

①県下統一した後も市町村が保険者であり、保険税・料は市町村の決議は必要である。

②懸案事項は先送りされている。令和8年～9年にかけて本格的な議論が始まることが予測される。

③市町村の独自事業への影響が避けられない。

* 特定健診、人間ドック・脳ドックなどの保健事業

* 重度心身障害者医療制度

●メリット～同じ所得だと県内だれでも同じ保険税になる。

デメリット～サービスを一緒に平等にしなければならないので、単独事業がどうなるか心配。

●健診事業について、9年度に統一するというロードマップの目標があるが、どういうことが統一出来るのか、令和8年度に話合う。検査項目や財源について。医師会との話し合いもあるので。すべての項目を統一することはむずかしいのではないかと思う。

※県は、各市町村の特定健診など保険事業の内容と財源について調査をしています。その結果をもとに議論がすすめられるものと思われます。

※5月に開催された県の国保運営協議会で、特定健診はじめ保健事業の統一について、県の国保事業で行う範囲を決め、はみ出る部分については、各市町村が対応するようなお話がありました。

●国保への国庫負担における地方単独事業（福祉医療制度）の減額調整分について
重度心身障害者医療の対象範囲、一部負担金や一般会計から国保会計への繰り出し基準の違いの統一についても令和12年度の完全統一時点では必要となると思われます。

（和歌山県の制度）

- 身体障害者手帳1・2・3級所持者
- 療育手帳A所持者
- 特別児童扶養手当1級該当者
- 精神障害者保健福祉手帳1級所持者

和歌山県の制度を上回る範囲を対象にしている自治体があります。

④保険税・料滞納者に対する対応について、市町村間で違いが出ている。

保険証が切り替わるタイミングですべての滞納者に対して「特別療養費」の資格確認書を送り、納付相談に来れば短期間の資格確認書を交付するというやり方。

和歌山県の債権回収機構が収納対策に力を入れる。国保の差し押さえを強化している様子もうかがえた。

⑤マイナ保険証を使うと交付金が下りる（県の国保会計に）。だから、自治体はマイナ保険証を推進しようとしている。

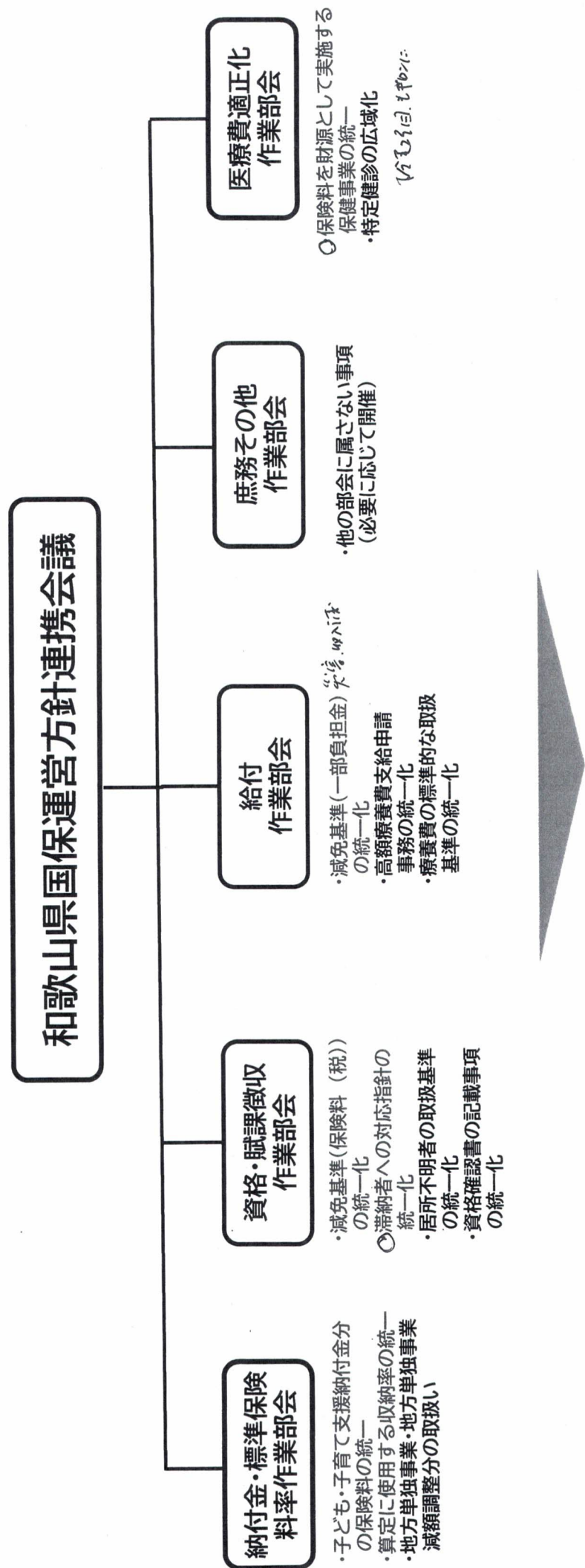
国保加入者の医療機関でのマイナ保険証利用率は上がってきているが、後期高齢者医療保険は2～3割程度で低迷している。

すべての被保険者に資格確認書を申請無しに一律に交付することを求めることが実態に見合っている。

以上

令和7年度作業部会について

○ 第三期和歌山県国民健康保険運営方針に基づき、引き続き、引続き、保険料(税)水準の統一及び事務の標準化・広域化・効率化・共同化に向けた取組の検討を行うため、下記のとおり作業部会を設置。



保険料統一に関係性の深い朱書きの取組を優先的に議論を行う